

令和4年度発達障害関係予算要望事項 に対する回答書



内容

1.	共通項目	4
(1)	切れ目のない支援と「トライアングル」プロジェクト体制の充実	4
(ア)	相談窓口の一元化と個の相談に応じた専門情報の提供	4
(イ)	放課後等デイサービスと学校との連携方策の明確化	4
(ウ)	「個別の支援計画」及び「個別の教育支援計画」における保護者参画の促進	4
(エ)	蓄積した支援事例データを支援計画に反映させるシステムの構築	5
(2)	発達障害者への差別及び偏見の解消と民間に対する合理的配慮義務化に伴う 具体策の提供	5
2.	障害福祉	5
(1)	発達障害の多様な課題をテーマとした理解啓発講演会の実施	5
(2)	オンラインによる相談体制の整備(発達障害者支援センター、各区保健セン ター)	6
(3)	発達障害のある成人本人への支援	6
(ア)	人間関係の構築が苦手な発達障害のあるひきこもり本人に対する社会復帰支援	6
(イ)	親の介護を担う発達障害者への特別な支援	7
(ウ)	ひとり暮らしの発達障害者への訪問支援の充実	7
(4)	発達障害者の家族に対する支援	8
(ア)	ひきこもりの発達障害のある子どもを持つ親に対する支援	8
(イ)	発達障害のあるきょうだいがいる人に対する支援	8
(ウ)	発達障害のある配偶者がいる人に対する支援(カサンドラ症候群への具体的 支援の提供)	8
(5)	感覚過敏がある発達障害者に対する移動支援	9
(6)	通院できない発達障害者に対するオンライン診療や往診等の診療体制の整備	9
3.	教育	10
(1)	合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実	10
(ア)	教職員に対する合理的配慮の周知と理解促進	10
(イ)	在籍校で通級指導が受けられる体制の整備(教員による訪問指導とオンライ ン指導)	10
(ウ)	オンライン教育の推進とICTの効果的活用	10
(2)	学校卒業後の発達障害者に対する学びの場の充実(余暇活動に結び付く生涯 学習の提供)	11

4.	就労.....	11
(1)	発達障害者就労支援センター創設と市独自の訓練カリキュラムの実施.....	11
(2)	ジョブコーチの増員.....	12
(3)	公的機関における発達障害者の雇用促進.....	12
(4)	発達障害の特性に応じた在宅就労できる職業訓練の実施.....	12
(5)	事業所対象の発達障害の特性と必要な配慮に対するオンライン研修の実施..	13

1. 共通項目

(1) 切れ目のない支援と「トライアングル」プロジェクト体制の充実

(ア) 相談窓口の一元化と個の相談に応じた専門情報の提供

さいたま市発達障害者支援センターでは、継続的な御相談につきましては18歳以上の方を中心に行っておりますが、18歳未満の方につきましても、他機関と連携しながら情報提供や対応についての御提案を行っております。

「ちょっと気になる子(発達障害)を理解するために」のパンフレットをはじめ、各種パンフレットやホームページには対象年齢に応じた相談機関の情報を掲載しているほか、個の相談に応じた専門情報の提供に関しましては、日常的に相談している機関から専門機関の紹介などをおして、専門機関と連携を取り合いながら支援を行っております。

今後とも市民の皆様にはわかりやすい相談窓口情報の提供を心掛けてまいります。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(イ) 放課後等デイサービスと学校との連携方策の明確化

放課後等デイサービスと学校との連携については、それぞれの学校、事業所等の状況に応じて取り組んでおります。

障害のある子どもが切れ目ない支援を受けることができるように、放課後等デイサービスを含めた関係機関との連携をすることについて、引き続き学校に周知してまいります。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

(ウ) 「個別の支援計画」及び「個別の教育支援計画」における保護者参画の促進

障害児の「個別の支援計画」につきましては、厚生労働省の発出する「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」に「子ども又は保護者の同意のもと作成するものである。」と規定されております。

引き続き障害児通所支援事業所に対し、ガイドラインに則った計画作成を行うよう促してまいります。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

学校には、「個別の教育支援計画」を保護者とともに作成するよう、周知しております。また、「個別の教育支援計画」の書式には、保護者のサインを記入する欄を設けており、保護者の参画を推進しております。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

(エ) 蓄積した支援事例データを支援計画に反映させるシステムの構築

障害児者の支援につきましては、障害特性以外にも生育歴や周囲の環境等、様々な要素を検討した上で個別の支援計画を作成し支援内容を検討する必要があります。

そのため、支援計画の内容には個人情報が含まれるものであり、複数の法人間で支援計画の事例を共有し、過去の支援計画を基として支援計画に反映させるシステムは個人情報保護の観点から構築が難しいと考えているところです。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

(2) 発達障害者への差別及び偏見の解消と民間に対する合理的配慮義務化に伴う具体策の提供

合理的配慮提供義務化に伴い、これまで以上に幅広い民間企業に対して周知を進めてまいります。具体策としましては、これまで周知を続けてきました医療機関、市内飲食店の他に、スーパー、金融機関及び理美容室などに周知し、障害のある方への差別及び偏見解消に取り組んでまいります。

また、今後もチラシ配布のみならず、市報をはじめ SNS を活用し有効的な周知を行ってまいります。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

2. 障害福祉

(1) 発達障害の多様な課題をテーマとした理解啓発講演会の実施

毎年、発達障害の多様な課題をテーマとした理解啓発のための講演会を実施

しております。今年度の講演会は進路選択や就労支援をテーマとした講演会の実施を検討しています。

来年度以降も引き続き、より多くの方に関心を持っていただけるようなテーマを検討してまいります。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

(2) オンラインによる相談体制の整備(発達障害者支援センター、各区保健センター)

さいたま市発達障害者支援センターでは通常、来所相談を行っておりますが、コロナ禍において、来所困難な方につきましては電話相談枠を設け対応しております。オンラインによる相談については、個人情報流出の観点からも配慮すべき点や課題となる点があると思いますが、今後も、新型コロナウイルスの情勢に合わせ、オンラインによる相談体制の整備について検討を重ねてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

各区役所保健センターでのオンラインによる相談については、令和2年度10月より体制を整備し、発達に関する相談を含め、母子保健全般に係る内容について、相談を希望する方からお申込みを受けて実施しております。

【保健福祉局保健所地域保健支援課】

(3) 発達障害のある成人本人への支援

(ア) 人間関係の構築が苦手な発達障害のあるひきこもり本人に対する社会復帰支援

さいたま市ではひきこもり相談センターにおいて、電話・面接・訪問・メールにて個別の相談を実施しております。発達障害に特化した相談は実施していませんが、ひきこもり状態の方の中には、発達障害(疑い)の方も含まれております。ひきこもり状態にある御本人が社会参加できるよう、それぞれの異なる事情や多様なニーズに配慮した相談対応と関係機関連携に努めてまいります。

【保健福祉局福祉部こころの健康センター】

さいたま市発達障害者支援センターでは、長く在宅生活にあり、家庭にこもりがちな発達障害当事者の方に対し、家庭外で安心して過ごせる居場所や日中体験活動の場を提供することで、その人らしい地域での暮らしや就労に向けた支援を行っております。既存の福祉サービスとは異なり、期限にとらわれず活用できるため、集団の場になじむまで時間を要する方や、他人と関わることに不安のある方にも、無理のないペースで取組んでいただくことができます。今後も、お一人お一人のニーズに沿った支援が図れるよう努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(イ) 親の介護を担う発達障害者への特別な支援

介護が必要になった際にケアマネジャーが行う居宅介護支援については、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならぬこととされております。

本市でも、引き続き適切な居宅介護支援が提供されるようにしてまいります。

【保健福祉局長寿応援部介護保険課】

さいたま市では、障害のある方の身近な相談支援機関として、障害者生活支援センターを市内に15箇所設置しております。

同センターにおいて、発達障害に関する相談を始めとした障害のある方の生活全般に係る相談を受け付けており、相談内容に応じて関係機関につないでおります。

今後も障害のある方の多様なニーズに対応できるよう、関係機関との連携に努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

(ウ) ひとり暮らしの発達障害者への訪問支援の充実

さいたま市では、障害のある方の身近な相談支援機関として、障害者生活支援センターを市内に15箇所設置しております。

同センターにおいて、障害のある方の生活全般に関する事柄について、電話や支援者による訪問等に対応しておりますが、障害のある方の多様なニーズに対応できるよう、今後も適切な相談支援に努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

(4) 発達障害者の家族に対する支援

(ア) ひきこもりの発達障害のある子どもを持つ親に対する支援

さいたま市ではひきこもり相談センターにおいて、学童期から成人期の方を対象に、ひきこもり・不登校のお悩みについての個別相談やグループ活動を実施しております。御家族を対象としたグループとしましては、思春期親の会、発達に課題がある子どもたちの家族のための勉強会、ひきこもり親の会を実施しております。

【保健福祉局保健所こころの健康センター】

発達障害者支援センターでは、ひきこもりの状態にある発達障害当事者の御家族からの御相談をお受けしています。御家族のお気持ちや御事情に合わせて、現状から取り組めることを一緒に検討し、福祉サービス等の情報提供もさせていただきます。また、講座を通し、御家族同士の交流を図りながら当事者への対応の工夫を考えることや、御自身のストレスを軽減するような取組みを行う機会も設けております。今後も、御家族の安心感につながるサポートができるよう努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(イ) 発達障害のあるきょうだいがいる人に対する支援

発達障害者支援センターでは、ごきょうだいを含めた御家族からの相談もお受けしております。個別支援の中でごきょうだいのお気持ちを伺ったり、個々の御事情に合わせた取組みについて、一緒に検討しております。また、御希望に応じて御家族対象の講座にも御参加いただき、発達障害に関する理解を深めながら、対応のヒントについてお伝えしております。今後も、ごきょうだい同士の交流を図る機会の検討も含め、ごきょうだいへの支援を進めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(ウ) 発達障害のある配偶者がいる人に対する支援(カサンドラ症候群への具

体的支援の提供)

さいたま市発達障害者支援センターでは、カサンドラ症候群にまつわる御家族の悩み事について、御相談をお受けしております。御相談内容を丁寧に伺った上で、個々の御事情に合わせた取組みについて一緒に対応を考えることや、情報提供等を行っております。今後も適切な相談支援に努めるとともに、地域の身近な相談室でも御相談が受けられるように、普及啓発に努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(5) 感覚過敏がある発達障害者に対する移動支援

本市では、「福祉タクシー利用料金助成事業」につきましては、平成 25 年度に制度の見直しを行い、対象者の裾野を広げるため、精神障害者を新たに助成対象に加えることで、3 障害共通の支援策として位置づけました。

しかしながら、年々増加する利用者に対する財源の確保を行う必要があることから、対象を更に拡充するためには、本制度の持続性を確保できるよう、財源確保などの課題を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えています。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

(6) 通院できない発達障害者に対するオンライン診療や往診等の診療体制の整備

発達障害のある方へ特化したものではありませんが、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、オンラインや電話による診療、服薬指導の活用について、医師会や都道府県を通じて各医療機関へ周知しています。さいたま市は、埼玉県の実施したオンライン診療を実施する医療機関の調査に協力いたしました。その結果は、実施医療機関の一覧を埼玉県のホームページにおいて公表し、医療体制整備に協力しております。

また、厚生労働省関東信越厚生局のホームページにおいて、往診等の在宅医療関連情報も掲載されている「保険医療機関の施設基準の届出受理医療機関名簿」を公表しております。さいたま市ホームページにおいても、それぞれのホームページを案内しております。

【保健福祉局保健所保健総務課】

3. 教育

(1) 合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実

(ア) 教職員に対する合理的配慮の周知と理解促進

さいたま市教育委員会では、「さいたま市学校職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」や「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり」を作成し、周知を図っております。今後も管理職や特別支援教育コーディネーターを対象とした研修において、合理的配慮の提供の周知について進めてまいります。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

さいたま市では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、朝の会や各教科、特別活動等で共に活動する交流及び共同学習を積極的に実施しています。この活動を通して、児童生徒に対して合理的配慮の理解を進めております。

【教育委員会事務局学校教育部指導1課】

(イ) 在籍校で通級指導が受けられる体制の整備(教員による訪問指導とオンライン指導)

現在さいたま市教育委員会では、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、身近な教室で障害に応じた特別の指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めております。また、通級指導教室に通う児童生徒の指導効果を高めることを目的にして、通級指導教室担当者が児童生徒の在籍校に訪問して行う「訪問による指導」を必要な児童生徒に対して実施しているケースもございます。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

(ウ) オンライン教育の推進とICTの効果的活用

令和3年3月に1人1台の児童生徒用タブレット型コンピュータの整備及び高速大容量の校内ネットワーク環境についても各校への整備を完了し、オンライン授業を行う環境は整いました。

現在、インターネット環境のない家庭へのルーターの貸し出しを行っております。

ICTの効果的活用に関しては、各校のエバンジェリスト（GIGAスクール構想における推進役の教員）を中心に1人1台端末を活用した授業を推進しているところです。今後も、エバンジェリストへの研修を行い、さらなるICTの効果的活用を目指します。

【教育委員会事務局学校教育部教育研究所】

さいたま市の教員全員が利用できる「特別支援教育サイト」や「さいたま市特別支援教育のWebページ」に「インクルDB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）」や「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」を掲載し、特別支援教育担当教員だけでなく、通常学級担任にも活用できるようにしております。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

（2） 学校卒業後の発達障害者に対する学びの場の充実（余暇活動に結び付く生涯学習の提供）

「障害者の生涯学習の推進」として、各公民館や図書館等では、障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害をテーマとした事業や、障害者に配慮した事業等を実施しておりますので、それらを一層充実させるとともに、引き続き様々な学習機会の提供に努めてまいります。

【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】

4. 就労

（1） 発達障害者就労支援センター創設と市独自の訓練カリキュラムの実施

さいたま市としては、新たな発達障害者専門的就労相談の部署の創設は予定しておりませんが、現状で、障害者総合支援センター内に発達障害者支援センターを設置し、発達障害者の方々の対人関係、就労、生活に関する悩み事等、様々な相談を受けております。その中で、就労中の方々や就職活動を希望される方々に関しては、就労支援係と連携し支援を行っております。

また、就労支援係で開催している講座では、特に発達障害者の方に申し込みを限定してはおりませんが、接遇講座、コミュニケーション講座、就職活動支援講座など発達障害者の方にも御活用いただける講座を開講しております。

今後も、関係機関とも連携を図り、就労支援体制を継続してまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(2) ジョブコーチの増員

障害者総合支援センターでは、ジョブコーチの増員の予定はありません。相談の中でより専門的な判断が必要な場合には、発達障害者支援センターにアドバイスを受けるなど、障害の理解に努め、また、様々な研修に参加することによりスキルアップに努めております。

引き続き、発達障害者を含め障害者の就労支援に取り組んでまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(3) 公的機関における発達障害者の雇用促進

平成 26 年 12 月より、民間企業等への就労をめざす障害者（発達障害のある方を含む精神障害・知的障害者）が就労経験を積むためのステップアップの場として「さいたまステップアップオフィス」を開設し、各所属から切り出した業務を行っています。令和元年度には教育委員会、令和 3 年度には大宮区役所内に新たなオフィスを開設しています。

また、令和元年度より「障害者を対象とした職員採用選考」の募集要件を身体に障害のある方だけでなく、発達障害の方を含む精神障害、知的障害の方にも拡大しております。

【総務局人事部人事課】

(4) 発達障害の特性に応じた在宅就労できる職業訓練の実施

障害者総合支援センターでは、テレワーク等の在宅就労に対応した研修は実施していません。通所及び通勤が困難な方向けに「在宅学習」を実施し、在宅就労につながるスキルを習得させる就労移行支援事業所もあることから、相談があった場合にはこのような社会資源を活用いただくよう御案内してまいりま

す。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(5) 事業所対象の発達障害の特性と必要な配慮に対するオンライン研修の実施

障害者総合支援センターでは、発達障害者を含め障害のある方の職場への定着を図るため、ジョブコーチの派遣をしております。

その中で雇用側に個々の発達障害の特性を伝えるなど、働きやすい環境、人間関係、指導方法の情報を提供することに努めております。今後はさらに、事業所を対象とした発達障害者の基本的な理解や対応に関するオンライン研修の実施についても検討を重ね、定着のために必要なノウハウや配慮事項についての普及啓発に努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】